

令和7年9月1日

お客様各位

会津商工信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて

当組合では、政府・産業界・金融界が一体となって取り組んでおります「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向け、下記の取組みを行うこととしましたので、お知らせします。

今後もお客様の利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 当座預金の新規開設停止

- ・当座預金の新規口座開設を停止します。
既に当座預金をお持ちのお客様は引続きご利用いただけます。
- ・実施日：令和7年10月1日

(2) 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止

- ・令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します。
- ・実施日：令和7年10月1日

(3) 払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始

- ・小切手の振出を必須としている現行の取扱いを見直し、払戻請求書による取扱いを開始します。
- ・実施日：令和7年12月1日

(4) 手形・小切手の発行停止

- ・令和8年3月31日をもって、手形・小切手の発行受付を終了します。
令和8年4月1日以降、手元に残った小切手・約束手形は継続して利用可能です。
- ・実施日：令和8年4月1日

(5) 自己宛小切手の廃止

- ・令和8年3月31日をもって、自己宛小切手を廃止とします。
- ・実施日：令和8年4月1日

(6) 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

- ・令和8年9月30日をもって、他行を支払地とする手形・小切手の入金受付を停止します。
- ・実施日：令和8年10月1日

以上